

○長崎県保険者協議会専門部会運営要綱

平成27年5月28日制定

(目的)

第1条 長崎県保険者協議会設置運営規程第8条の規定に基づき、長崎県保険者協議会専門部会(以下「専門部会」という。)を設置し、長崎県内の保険者(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第7条第2項に規定する保険者及び都道府県後期高齢者医療広域連合をいう。以下同じ)の加入者に係る健康づくりの推進に当たり、保険者間の問題意識の共有や、それに基づく取り組みの推進等を図るとともに、長崎県医療計画の策定又は変更に当たっての意見提出を行うための具体的、実務的な検討を行い、長崎県保険者協議会(以下「協議会」という。)の円滑な運営に寄与することを目的とする。

(業務)

第2条 専門部会は、次の部会に分かれ、保険者の連携、協力にかかる次のそれぞれの事項について検討を行う。

(1) 企画分析部会

- イ 健診、医療費データ等に関する情報の収集
- ロ 各保険者間における医療費データ等の共同分析
- ハ 医療計画の策定及び変更に関し、保険者協議会において行う調査及び分析
- ニ その他目的達成に必要な事項

(2) 保健事業部会

- イ 保健事業に関する情報の収集
- ロ 各保険者間における保健事業の共同実施
- ハ その他目的達成に必要な事項

(構成)

第3条 専門部会は、次の者を委員として構成する。

- (1) 全国健康保険協会長崎支部を代表する者
- (2) 健康保険組合を代表する者
- (3) 国民健康保険の保険者たる市町を代表する者
- (4) 国民健康保険組合を代表する者
- (5) 共済組合を代表する者
- (6) 後期高齢者医療広域連合を代表する者
- (7) 健康保険組合連合会支部を代表する者
- (8) 国民健康保険団体連合会を代表する者
- (9) 長崎県担当部署

(10) 長崎県医師会

(11) その他医療関係者並びに学識経験者等

2 前項の委員の推薦数及び推薦方法等については、別に定める。

(任期)

第4条 委員の任期は4月1日から翌々年3月31日までの2年間とする。ただし、再任を妨げない。委員の任期が満了しても後任者が就任するまで、その職にあるものとする。

2 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(専門部会の運営)

第5条 各専門部会に部会長1人、副部会長2人を置き、委員の互選により選任する。

2 部会長は、部会の会務を掌理する。

3 副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、あらかじめその部会長が指定する副部会長が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 各部会は、必要に応じて協議会会長が招集し、各部会長がその議長となる。

2 協議会会長は、各部会の連携上必要と認められるときは、各部会を同時に招集し、いずれかの部会長が合同部会会議の議長となる。

3 各部会は、会議の運営上必要と認められるときは、委員以外の者の出席を要請し、意見又は説明を求めることができる。

(事務局)

第7条 専門部会の事務を処理するため、長崎県国民健康保険団体連合会内に事務局を置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、専門部会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年5月28日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年5月23日から施行する。